

障害者総合支援法及び児童福祉法の給付・事業

市町村

介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 同行援護
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 施設入所支援
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 生活介護

第28条第1項

訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援（H30.4.1～）
- ・ 自立生活援助（H30.4.1～）
- ・ 共同生活援助

第28条第2項

自立支援給付

国が1/2負担 第6条

相談支援

- ・ 基本相談支援
- ・ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 計画相談支援

第5条第18項

自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療

第5条第24項

補装具

第5条第25項

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援（H30.4.1～）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

児福法第6条の二の二

（国が1/2負担）

障害者・児

地域生活支援事業（国が1/2以内で補助）

- ・ 相談支援
- ・ 移動支援
- ・ 福祉ホーム
- ・ 意思疎通支援
- ・ 地域活動支援センター等
- ・ 日常生活用具

第77条第1項・第3項

支援

地域生活支援事業（国が1/2以内で補助）

- ・ 広域支援
- ・ 人材育成 等

第78条

自立支援医療

精神通院医療 第5条第24項

障害児入所支援

児福法第7条

国が1/2負担

都道府県

障害福祉サービス